

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：朝野工業株式会社

業者の住所：富山県魚津市本新町27番5号

2 指名停止措置期間：令和8年6月12日から令和8年7月11日まで(1か月)

3 指名停止措置の範囲：愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県

4 事実概要

同社は、富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格のPC鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、設計図書のとおり施工したとする虚偽のPC鋼棒の検査証明書を富山県に提出した。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年4月20日に富山県知事より営業停止処分(22日間)を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～10 略	
(建設業法違反行為)	
11 部局の所在する都道府県内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から当該ブロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	